



野鳥 ゴイサギ

カラス大で黒色と灰色の上面、赤い目が特徴。昼間は林の中でじっとして、夕方から川や池へ出かけて行って魚を捕る夜行性のサギです。

とうめい news

2023.5.1
Vol.261

〒243-0034 厚木市船子237
TEL. 046-229-3377
発行者: 河野 昌史
編集責任者: 佐藤 賢治
印刷: (有)タイム21

ホームページアドレス <http://www.tomei.or.jp/clinic/>

TOPICS

くすりとサプリメント

東名厚木病院 医薬品安全管理責任/
薬剤科課長 吉岡我佳命

●健康食品とは?

Q) 健康食品とは何ですか・・・?

A) 「健康食品」と呼ばれるものに明確な法律上の定義は無く、医薬品以外で経口的に摂取し、“健康の保持増進に役立つ”とされている食品全般が該当します。

●サプリメントとは?

Q) サプリメントとは何ですか? (≠ 特定保健用食品 ≠ 健康食品・・・?)

A) 日本では、サプリメントの法的な定義はありません。

※日常的にサプリメントと呼ばれているものは、米国でいうDietary Supplement (ダイエタリー サプリメント) と同じく特定成分の濃縮された錠剤・カプセル状等の「食事を補う補助食品」を示します。

※ちなみに、米国では1994年に施行された栄養補助食品健康教育法(通称DSHEA)によれば、「ビタミン・ミネラル・ハーブ・アミノ酸などの栄養成分を1種類以上含む栄養補給のための製品」という幅広い食品を指します。

●わが国の制度(保健機能食品制度)

国が定めた安全性や有効性に関する基準等を示したものに「保健機能食品制度」があり、ここでは“特定保健用食品(トクホ)”, “栄養機能食品”, “機能性表示食品”などを定義しています。



医薬品	医療用医薬品・一般用医薬品 (※医薬部外品も含む)	
食品	保健機能食品	特定保健用食品 (国の審査が必要) 保健の機能表示 栄養機能食品 (国の審査が不要) 栄養成分の機能表示 機能性表示食品 (国への届出が企業責任) ※「病者用食品」「妊産婦・授乳婦用粉乳」等 保健の機能表示
	特別用途食品 (国の審査が必要)	特別の用途表示
	一般食品	機能性食品、栄養補助食品、サプリメント 効能・機能表示は不可

●薬とサプリメント

Q) サプリメントは食品なので、お薬と一緒に飲んでも大丈夫ですか?

A) サプリメントにより薬の作用を強めたり弱めたりなどの影響を与えることがあります。必ず医師又は薬剤師に相談して下さい。

薬の飲み合わせに注意されている方は多いですが、「薬と食品」や「薬とサプリメント」はあまり気にしていない方が多いようです。実際に医師や薬剤師にこれらを飲んでいるということを相談する人は、僅か3~4割程度だったとの報告もあります。

※特に医薬品との相互作用に注意が必要な主なサプリメント

▶ビタミンA、ナイアシン、エキナセア、ショウガエキス、セントジョーンズワート、葉酸、エフェドラ、青汁、ナットウキナーゼ等

●手術とサプリメント

Q) 手術する際に、お薬の確認をしました。サプリメントは問題ないですか?

A) 原則、手術の14日前からの使用中止をお願いしています。

※サプリメントには“血液をサラサラにするもの”、“手術中の麻酔薬の効果”、“血圧や脈拍”に影響するものなどさまざまであり、またその詳細が分からないものが多くあるため薬剤科では全てのサプリメントの一律14日前からの休業をお願いしています。

※但し“サプリメントが手術に影響するリスク”と“継続する事の有益性”を評価可能な場合、主治医の判断で継続可能とすることもあります。

※成分やその含有量、術後の合併症や薬への影響も明確でないサプリメントも多くあるため、服用再開は必ず医師に確認しましょう。

※特に術前に中止を検討すべきサプリメント

▶アロエ・イチヨウ葉エキス、魚油(EPA、DHA)、にんにくエキス、朝鮮人參、ビタミンE、セントジョーンズワート、エキナセア等

【参考】・厚生労働省: いわゆる「健康食品」ホームページ
・米国麻酔学会 (ASA: American Society of Anesthesiologists) : 2015 Herbal and Dietary Supplements and Anesthesia
・日本病院薬剤師会: 周術期の薬学管理 改訂2版